

既存のデジタル財産等に関する 民事執行について

法務省

2024年10月29日

差押え等を行うに当たって、法令上の規定や実例としてどのようなものがあるか

【民事執行法の定め】

- 民事執行法は**対象財産の種類**に応じて強制執行の方法を定めており、強制執行の目的となる財産をどのように整理するかによって差押え等の手続が異なる。

(動産に対する強制執行)

動産に対する強制執行は、**執行官の目的物に対する差押えにより開始する。**（第122条第1項）

動産の換価は、入札、競り売りなどの方法によって行われる。（第134条）

(債権に対する強制執行)

金銭債権等の債権に対する強制執行は、**執行裁判所の差押命令により開始し、差押命令は債務者及び第三債務者に送達される。**（第143条、第145条第3項）

債権の換価は、債権の取立て（第155条第1項）、譲渡命令（第161条第1項）などの方法によって行われる。

(その他の財産権に対する強制執行)

不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権（その他の財産権）に対する強制執行は、**債権執行の例による。**（第167条第1項）

【他の法令の定め】

- 民事執行法は、**民事執行を規律する基本法**ではあるが、個別の財産の性質等に応じて、他の法令で**特別の定め**をすることができる。

差押え等を行うに当たって、法令上の規定や実例としてどのようなものがあるか

金銭に関する強制執行

■ 動産執行の方法によって行われている。

※ 債務者の金銭のうち66万円は、差押禁止動産となる。(民事執行法第131条第3号)

電子記録債権に関する強制執行

■ 特別の定めがある。(電子記録債権法第49条、民事執行規則第150条の9以下)

■ 執行裁判所の差押命令により開始し、差押命令は、債務者、第三債務者及び電子債権記録機関に送達される。

■ 差押債権者は、電子記録債権の取立てなどの方法により、債権の満足を得ることができる。

差押え等を行うに当たって、法令上の規定や実例としてどのようなものがあるか

振替株式・社債に関する強制執行

- 特別の定めがある。(社債、株式等の振替に関する法律第280条、民事執行規則第150条の2以下)
- 執行裁判所の差押命令により開始し、差押命令は、債務者及び振替機関等に送達される。
- 差押債権者は、振替株式・社債の譲渡命令などの方法により、債権の満足を得ることができる。

預金債権に関する強制執行

- 債権執行の方法により行われる。
- 執行裁判所の差押命令により開始し、差押命令は、債務者及び第三債務者(銀行)に対して送達される。
- 差押債権者は、債権の取立てなどの方法により、債権の満足を得ることができる。

差押え等を行うに当たって、法令上の規定や実例としてどのようなものがあるか

電子マネー（資金移動型デジタルマネー）に関する強制執行

- 特別の定めはなく、個別の事例ごとに判断される。
- 債務者が発行者に対して有する権利に対して強制執行をするという考え方や、動産執行の方法により電子マネーが記録されている動産に対して強制執行をするという考え方などがある。

信託型ステーブルコインに関する強制執行

- 特別の定めはなく、個別の事例ごとに判断される。
- 信託型ステーブルコインの権利の性質につき、信託受益権であると考えられる場合には、その他の財産権に対する強制執行の方法により差押えをすることが考えられる。

ビットコインなどの暗号資産に関する強制執行

- 特別の定めはなく、個別の事例ごとに判断される。
- 債務者が暗号資産交換業者に対して有する権利に対して強制執行をするという考え方や、債務者が暗号資産交換業者を介さずに保有している暗号資産に関する権利に対して強制執行をするという考え方などがある。